

〇やまがた緑環境税条例

平成 18 年 12 月 19 日山形県条例第 60 号

やまがた緑環境税条例をここに公布する。

やまがた緑環境税条例

(目的)

第1条 この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例(昭和 29 年5月県条例第 18 号。以下「県税条例」という。)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、県税条例において使用する用語の例による。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 36 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 1,000 円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 43 条第1項の規定にかかわらず、同項(同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第3条の規定は、平成 19 年度以後の年度分の個人の県民税の均等割について適用する。

3 第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 52 条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第 53 条第1項の申告書(法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 71 条第1項(同法第 72 条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第 145 条第1項において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第 53 条第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)又は法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同条第2項の申告書の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、第4条の規定は適用しない。

(経過措置)

5 平成 19 年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年1月1日現在において年齢 65 歳以上であった者(県内に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第 36 条」とあるのは「県税条例第 36 条及び山形県県税条例の一部を改正する条例(平成 17 年7月県条例第 74 号)附則第5項」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条」と、「1,000 円」とあるのは「600 円」とする。

(東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例措置に伴う読替え)

6 平成 26 年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第3条の規定の適用については、同条中「第 36 条」とあるのは、「附則第 22 条の2」とする。

(検討)

7 知事は、やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例(令和3年 12 月県条例第 65 号)の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 20 年 4 月 30 日 条例第 34 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日 条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日 条例第 11 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中附則第 22 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 15 項の規定 公布の日

(2) 〔略〕

附 則(平成 27 年 3 月 31 日 条例第 37 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 28 年 12 月 27 日 条例第 59 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 7 日 条例第 40 号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

- (3) 第 1 条中県税条例第 29 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 41 条の改正規定、第 43 条第 4 項を削る改正規定、第 45 条第 1 項から第 4 項まで、第 49 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに第 53 条第 1 項の改正規定並びに県税条例附則第 13 条及び第 13 条の 2 第 1 項から第 4 項までの改正規定並びに附則第 4 項から第 7 項まで、第 10 項(やまがた緑環境税条例(平成 18 年 12 月 県条例第 60 号)第 4 条の改正規定に限る。)、第 11 項及び第 12 項の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(4) 〔略〕

(やまがた緑環境税条例の一部改正)

- 10 やまがた緑環境税条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(やまがた緑環境税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定による改正後のやまがた緑環境税条例第 4 条の規定は、3 号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が 3 号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税の均等割について適用する。
- 12 3 号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が 3 号施行日前に開始した事業年度を含む。)分のやまがた緑環境税及び 3 号施行日前に開始した連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が 3 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分のやまがた緑環境税については、附則第 10 項の規定による改正前のやまがた緑環境税条例第 4 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「から第 4 項まで」とあるのは、「及び第 3 項並びに山形県県税条例等の一部を改正する条例(令和 2 年 7 月 県条例第 40 号)附則第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 1 条の規定による改正前の県税条例第 43 条第 4 項」とする。

附 則(令和 3 年 12 月 24 日 条例第 65 号)

この条例は、公布の日から施行する。